

許法第百九十五条第五項」とあるのは「意匠法第六十七条第四項」¹⁾、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略せざることができる。」²⁾とあるのは「¹⁾の場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。³⁾」⁴⁾第117条の二の二第六項第一号ただし書中「同法第四十一条第七項」とあるのは「意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十二条第一項」と、第117条の四第四項中「同法第四十二条の二第一項（同法第四十二条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第四十二条の二第一項若しくは第二項の規定による。」⁵⁾とあるのは「若しくは第四十二条の二第一項若しくは第二項又はジユネーブ改正協定第六条（1）(a)の規定による。」⁶⁾と読み替えるものとする。

4～9 [略]

様式第2（第2条関係）

[略]

〔備考〕

1～32 [略]

33 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考30に該当する場合にあつては、「【秘密にすることを請求する期間】」）の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」

七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「意匠法第六十七条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略せざることができる。」¹⁾とあるのは「¹⁾の場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。²⁾」³⁾第117条の二の二第六項第一号ただし書中「同法第四十二条の二第一項」とあるのは「意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十二条第一項」と、第117条の四第四項中「同法第四十二条の二第一項（同法第四十二条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第四十二条の二第一項若しくは第二項の規定による。」⁴⁾とあるのは「若しくは第四十二条の二第一項若しくは第二項又はジユネーブ改正協定第六条（1）(a)の規定による。」⁵⁾と読み替えるものとする。

4～9 [略]

様式第2（第2条関係）

[略]

〔備考〕

1～32 [略]

33 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考30に該当する場合にあつては、「【秘密にすることを請求する期間】」）の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」

を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、同規則第27条の3の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「意匠登録」、「実用新案登録」等の別）及び意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

[略]

34～46 [略]

を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号及び第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「意匠登録」、「実用新案登録」等の別）及び意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

[略]

34～46 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和1年七月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願、又は意匠登録出願については、なお従前の例による。